

裁 決 書

審査請求人

同上代理人

(別紙代理人目録のとおり)

処 分 庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成24年4月14日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求及び反論の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由として請求人は、次のとおり主張しているものと解されます。

車が大きすぎること及び学資保険に加入していることを理由に、生活保護の申請を却下されたが納得できない。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

却下の主たる理由については、申請実態との相違及び資産の保有であり、請求人が却下理由として訴える内容は助言した内容にすぎず、却下理由は、具体的には、以下のとおりである。

- 1 請求人の世帯は母子5人世帯として申請を受け付けたが、請求人の前夫（以下「前夫」という。）とは事実婚関係にあり、生活実態が母子世帯とは認めがたいこと。
- 2 資産として確認した手持ち金及び保険解約金、児童扶養手当により生計維持可能であること。

加えて、大型自動車の保有については、処分価値は認められないものの税金や燃料費を考へても、小型車と比較して維持費が大きく不経済であるため、車検時期に合わせ自動車の処分について助言したが、処分庁の助言には耳を貸さず、また、請求人は、家族が多く申告収入が少ない割には、生計規模に似つかわしくない出費を改める意思が全くない。仮に、保護開始後、法第27条による資産処分指導指示を行ったとしても、それに従う見込みはない。生活が困窮しているとの整合性も到底感じることができない。

以上のとおり、却下処分は、生活保護実施の「実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うこと」に則り判断したものであり、処分庁の認定はなんら疑義を生ずるものではない。



第3 反論の趣旨及び理由

保護却下通知に具体的な理由が記載されておらず、却下等申請者に不利益な決定をする場合は、手続き保障の見地から、申請者の不服申立を想定して、決定の理由を具体的かつ詳細に記載すべきであり、具体的に如何なる事情（申請内容と異なる生活実態）をもって「保護の要件を欠く」ことになると判断したのか、全く不明である。よって、「生活保護の要件を欠く」として保護を却下した処分庁の保護決定処分は違法・不当なものである。

処分庁は、「請求人は、前夫とは事実婚の関係にあり、生活実態が母子世帯とは認めがたい。」と主張するが、処分庁のいう「事実婚」なるものが、なぜに審査請求人の要保護性を否定する根拠となるのか、全く不明であり、前夫が単に向かいに住んで行き来が頻繁であることや、離婚後の1、2度の性交渉歴をもって、「事実婚状態にある」と断じることができない。

また、手持ち金については、請求人の最低生活費の5割は収入認定の対象外とされるはずであり、保険解約金についてはあまりに少額であり、当該解約金額だけを見ればそもそも「解約を要しない」保険である。さらに、児童扶養手当に至っては、全額を一時的に収入認定するのではなく、「実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月までの各月に分割して収入認定する」（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。第8-1-(4)-ア））のであり、本件保護

申請時の収入認定額は、請求人の最低生活費にはるかに及ばない金額であるから、請求人が「金銭的に急迫している」状態にあった、すなわち、要保護状態にあったことは明白であり、要保護性自体を否定する根拠とならない。

保護申請時、請求人は「被保護者」ではないから、法第27条に基づく指導指示はできず、処分庁のいう「助言」は同法に基づく指導指示ですらなく、そのような助言に従う見込みがないからと言って直ちに保護の要件を欠くといは言えない。

第4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

1 平成24年1月4日

請求人は、[REDACTED]において、生活保護の申請を行い、処分庁は、[REDACTED]において、請求人の生活保護の申請を受け付けたこと。

2 平成24年1月12日

処分庁は、請求人より保護申請を取り下げたいとの連絡を受けたこと。

3 平成24年1月16日

処分庁は、請求人から保護申請の取り下げ願いの提出を受けたこと。

4 平成24年3月9日

(1) 請求人は、生活苦のためであることを理由として、[REDACTED]において生活保護の申請を行い、処分庁は、[REDACTED]で請求人の生活保護の申請を受け付けたこと。

(2) その際、請求人は、前回申請は妊娠していることを告白できずに取り下げたと述べたこと。

(3) 処分庁は、請求人から徴取した収入申告書により、請求人が児童扶養手当と児童手当を受給していることを確認したこと。

5 平成24年3月13日

処分庁は、[REDACTED]課及び健康課に請求人の妊娠について報告協議し、保護申請に係る調査依頼をしたこと。

6 平成24年3月28日

処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人と面接し、申請内容等以下の点について確認したこと。

(1) 養育費について、前夫よりいつからか分からないが、月額5,000円であれば払っても良いとの回答を、口頭で受けたこと。

(2) 養育費の調停手続きは弁護士費用がかかるので、費用が出せずできなかったこと。

(3) 今回の妊娠について、前夫以外の何人かの男性と性的関係を持つうちにできた子であること。

(4) [REDACTED]発行の妊娠届出書により、出産予定は平成24年9月9日

日であること。

- (5) 所有している平成13年登録の日産エルグランドについて、維持費は乗る回数を減らすことによって、最小限に抑えていること。
- (6) 車検費用については、6～7万円の予定なので、児童扶養手当とこども手当を充てて対応すること。

それに対して、処分庁は、請求人が所有する自動車について、生活保護を受給することになれば、処分対象になる可能性が高いことを説明し、請求人は、遠方の保育所や小学校に通う子の送迎のために、自動車が必要であると述べたこと。

7 平成24年4月2日

処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人と面接し、申請内容等以下の点について確認したこと。

- (1) 自動車は、平成23年5月に中古ローンで購入したが、所有者は[REDACTED]になっており、車検証の登録年月日は平成18年6月29日であること。理由は販売会社に聞いてみないと分からないこと。
- (2) 妊娠中の子の親と思われる人物は、前夫、[REDACTED]、[REDACTED]、外2人(氏名等不明)であるが、現在連絡が取れなくなっており、養育費や認知は求められないこと。
- (3) 子の養育等今後の世帯の方針について、請求人は、以前中絶を体験したがそれが嫌なことだったため、産みたいとの意思があり、出産後は働いて早期自立を考えていること。
- (4) 出産時には、新生児以外の子は児童相談所に一時保護とし、どうしようもなくなれば、乳児院への入所も検討する考えであること。
- (5) 扶養義務者からの支援については、前夫からの5,000円のみであり、請求人の両親についても、保育等の協力は得られないこと。
- (6) 平成24年4月に入学する請求人の長男は、前夫との関係を近隣者に疑われるのが嫌なため、[REDACTED]の保育所へ通所していたこと。
- (7) 長男の友人は[REDACTED]しているため、校区外であるが、[REDACTED]小学校入学を希望したこと。
- (8) 手持金額は5,000円であること。

8 平成24年4月3日

処分庁は、平成24年3月28日及び平成24年4月2日の訪問内容(上記6(5)、(6)及び7(1))を踏まえ、自動車の保有を含めた処遇方針を検討し、前夫との同居を周囲に噂されるのが嫌という理由で、遠方の保育所や小学校に通う子の送迎のために、自動車保有を認めることはできないことを確認した上で、請求人宅を訪問し、請求人と面接し、保有中の自動車が処分対象になる可能性が高いと再度告げたこと。

9 平成24年4月4日

処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人と面接し、申請内容等以下の点について

確認したこと。

- (1) 電気代や汲み取り費用に多少滞納があるが、すぐに電気が止まるような滞納額ではなく、借金は無いこと。
- (2) 請求人が保有する自動車について、処分庁より、保護開始になった場合、早急に自動車の処分指示を行うことになることを説明したところ、請求人は、車の件については、4月6日に[REDACTED]の弁護士事務所に予約を取っており、そこで相談して決めると言ったこと。

10 平成24年4月6日

- (1) 処分庁は、請求人の保護申請について診断会議を開催し、以下のとおり申請内容に疑義があり、生活実態に相違があること及び預貯金等の資産活用により保護の要件を欠くため却下することを決定したこと。

ア 保護却下通知書には、却下を決定した理由として、「申請内容と調査した生活実態に相違があり保護の要件を欠き、なおかつ当所からの助言に従うことなく、改善する見込みがないため却下します。」と記載されていたこと。

イ これまでに受けた関係者及び関係機関からの報告は、どれも事実であると確認し、請求人は否認しているものの、事実婚状態であると判断したこと。

ウ 請求人の1ヶ月分の最低生活費は、母子家庭として算定した176,910円であること。

エ 資産として、手持ち現金5,000円及び預貯金145,286円の合計150,286円であることを確認したこと。

オ 上記及び保険解約金47,130円、4月11日受給予定の児童扶養手当198,200円の活用により、生計維持可能と判断したこと。

- (2) 処分庁は、請求人の今後の保護申請の可能性を踏まえ、請求人が保有する自動車の処分及び生命保険の解約等助言することとし、[REDACTED]にて請求人と面接したこと。その際、処分庁は、却下通知を手交した上で上記(1)を伝え、以下の点について、助言を行ったこと。

ア 請求人が受給した場合における生活保護費と児童扶養手当、こども手当、就労収入(3月分就労収入 [REDACTED] 1,200円、[REDACTED] 2,250円、[REDACTED] 879円)以外に収入がないとすれば、保有中の自動車の維持費(ローン支払月額 15,000円、燃料費他)及び保険料(かんぼ生命、県民共済 合計月額 38,940円)が、生活費を圧迫するのは確実であること。

イ 保有中の自動車の処分及び契約している生命保険を解約すること。

11 平成24年4月14日

請求人は、審査庁に対し、本件審査請求を提起したこと。

第5 審査庁の判断

1 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(法第4条第1項)ものです。これに沿って、「局長通知第11-1-(2)」では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件に欠くものとして、申請を却下すること。」とされており、保護申請時における助言について、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問11-1によれば、「保護の要件を欠いている場合は、申請を却下すべきことは当然であるが、受給要件が本人の努力によって、直ちに是正できる可能性がある場合には、保護の申請者は被保護者ではないから、これに対して法第27条に基づく指導指示はできないが、申請者に対し法の趣旨、制度の建前等を説明し、保護を受ける要件を満たす努力をするよう、助言援助をする程度の配慮は、保護の実施機関として必要であろう。」とされています。

また、却下について法第28条第4項では、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」としています。

2 生活保護における世帯の認定について、法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とされています。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第1 世帯の認定では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされています。

さらに、問答集問1-2によれば、「離婚が保護の程度を高めるためのいわゆる擬装離婚であることが明らかに立証され、従前と生活実態が変わらない場合は、同一世帯として認定すべきである。」とされています。

3 保護の決定について次官通知は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足

する費用に対応してこれを定めること。」(次官通知 第10)としています。

4 申請による保護の開始及び変更について、法第24条では、「保護の実施機関は、保護開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」「2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」とされています。

また、決定通知書の決定理由については、問答集問10-14によれば、「決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」とされています。これらの規定は、被保護者の手続的権利の保障を図ることを目的としているものと解され、どの事実に基づき、どの法的理由(処分の要件)により、処分が行われたか相手方に十分認識しうる程度に示すことが必要であると思われま

5 本件処分について

本件審査請求の理由は、前記「第1 審査請求の趣旨及び理由、第3 反論の趣旨及び理由」のとおり、申請却下の理由である「保護の要件を欠く」ことについて、具体的な判断理由が不明であり、また、請求人が却下理由と解した、申請実態と生活実態に相違があること、資産の保有等を勘案すると保護の必要性はないこと、処分庁が示す助言内容に従う見込みがないこと、以上について、要保護性を否定する理由とはならない旨主張していますので、以下判断します。

(1) 申請実態と生活実態の相違について

請求人は認定事実6(3)及び(4)のとおり妊娠中であり、処分庁は、請求人と請求人の近隣に居住する前夫との関係は事実婚であるとしています。その根拠として、処分庁は、請求人と前夫の生活実態について、関係者及び関係機関からの報告を受けたことをもって、同一世帯であることの実を確認したとしています(認定事実10(1)イ)。しかし、これは、単に処分庁が報告を受けただけにすぎず、これらの報告をもつて、擬装離婚が事実であるとは言い難く、問答集問1-2の一部を引用すれば、擬装離婚であることが「明らかに立証され、従前と生活実態が変わらない」場合にはあらず、事実婚であり同一世帯として認定するとした処分庁の判断は、適当ではありません。

また、処分庁は、請求人は母子世帯であるとは認めがたい(第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由)と主張していますが、現在、請求人は母子家庭として認定された上で、処分庁である[]において児童扶養手当を受給しています(第3 認定事実4(3))。その一方で、同市が実施機関である生活保護については、母子世帯であるとは認めがたい、との理由で保護申請を却下したことは、同一世帯についての判断が相反しており、整合性に欠けると言わざるを得ません。

(2) 保護の要否判定について

生活保護の申請時に保護の要否を判定する場合の手持金の扱いは、まだ保護の決定がなされていない状態であるため、局長通知 第10の10-2-1

「保護開始時の手持金の認定」にある「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。」には該当せず、処分庁の判断に誤りはありません。

その上で、処分庁は、請求人世帯の生活保護の決定にあたり、請求人の資産について確認し、資産として手持ち現金5,000円及び預貯金145,286円の合計150,286円と、保険解約金47,130円、4月11日受給予定の児童扶養手当198,200円の活用により、しばらくの間生計維持可能であり（第3 認定事実7（8）及び10（1）エ、オ）、使用中の自動車の維持費（ローン支払月額 15,000円、燃料費他）及び保険料（かんば生命、県民共済 合計月額 38,940円）が、生活費を圧迫するのは確実である（第3 認定事実 10（2）ア）と判断しています。

保護の要否にあたっては、請求人が、すぐに利用できる資源を保有していることを前提とした上で、その資源が活用し得るか否かについては、十分な調査を行い、その価値を把握した上で判断すべきものであります。

しかしながら、本件処分に係る生活保護の申請は、平成24年3月9日であるにもかかわらず、保護申請時にまだ受領していない平成24年4月11日受給予定の児童扶養手当198,200円を請求人の収入として要否判定に用いるのは適切ではありません。

また、「保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」（次官通知 第10）とされていることから、本来、要否判定を行う場合には、申請者及び申請者の世帯員に係る医療費や出産に伴う検査費用等、あらゆる必要経費を用いた上で、保護の要否を判断すべきであるにもかかわらず、正確な費用が用いられないまま、保護の要否を判定した処分庁の判断は、適法とは言えません。

以上のとおり、要否判定の際の児童扶養手当の取り扱いや、医療費、出産に伴う検査費用等の調査の未実施など、処分庁の判断は極めてずさんであり、処分庁の弁明にある「「実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うこと」に則り判断した処分である」とは言い難く、その資産が何ら調査されることのないまま、単に利用できると推測される資産を保有している事実をもってのみ、生計維持可能と判断したことは適法とは言えません。

（3）保護却下通知の却下理由について

処分庁は、請求人の保護申請を却下し、本件処分通知において、却下理由として「申請内容と調査した生活実態に相違があり保護の要件を欠き、なおかつ当所からの助言に従うことなく、改善する見込みがないため却下します。」と通知していますが、「第5 審査庁の判断 4」に記載したとおり、「理由付記

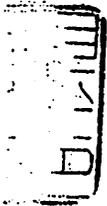
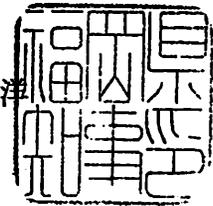
は、申請者が決定の理由を明確に認識し得る具体的なものでなければならないとされています。しかしながら、本件処分理由は、生活実態の相違及び保護の要件を欠くことを認識できる、具体的理由が記載されておらず、また、処分理由に記載している「助言及び保護の要件」も明確且つ具体的ではないため適法とは言えません。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成24年11月21日

福岡県知事 小川



代理人目録

[Redacted text block]

[Redacted text block]

012121

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

10/27/10